

令和2年1月吉日

お客さま各位

アルプス中央信用金庫

預金規定改定のお知らせ

平素はアルプス中央信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、下記のとおり預金規定を改定させていただきますので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

また、改定後は、新規取引開始時等にお客さまに関する情報および具体的なお取引の内容等を適切に把握するため、各種確認や資料の提出をご依頼することがあります。お客さまから正当な理由なく、適切にご対応いただけない場合には、入金、振込み、払戻し等一部お取引を制限させていただきますのでご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定規定

当座勘定規定<一般用><専用約束手形口用>、

普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定、

総合口座取引規定、定期預金規定<<共通規定>>、定期積金（スーパー積金）規定、

積立定期預金規定<<共通規定>>、財産形成預金規定<<財産形成預金共通規定>>等

2. 改定日

令和2年4月1日（水）

3. 主な改定内容

次に該当する文言の条項を新設・追加・変更します。（変更箇所を下線）

○取引の制限条項を新設します。

（取引等の制限）

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込み、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

(3) (1)および(2)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払

戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。

- (4) (1)から(3)までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

○下線部分⑤から⑦を追加します。

(解約等)

- (1) この預金を解約する場合には、通帳または証書および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①から④

—略—

⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項または取引等の制限の(1)もしくは(2)に基づき預金者が回答または届け出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合

⑥ 取引等の制限の(1)から(3)までのいずれかの定めに基づく取引の制限が1年以上にわたって解消されない場合

⑦ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合

(3) 以下

—略—

○下線部分を追加します。

(届出事項の変更、通帳(証書)の再発行等)

- (1) 通帳(証書)や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、在留カード・特別永住者証明書の有効期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. 預金規定類の電子化について

上記改定に伴いまして、改定日以降は当金庫ホームページでご確認いただけるよう変更させていただきます。つきましては、当金庫窓口等での「規定」の配付および郵送を終了させていただきますのでご了承ください。

以 上